

各位

平成19年7月25日

短資協会

インターバンク市場取引要綱一部改訂について

短期金融市場取引活性化研究会における有担保コール取引の「DVP 決済」「時価差入れ」についての議論を受け、当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」の一部を本日7月25日より下記のとおり改訂することと致します。

3. 取引の方法と成約の仕方

A. 有担保コール

- (3) 有担保コール取引の場合、参加者は短資会社に対して担保種類や担保授受方法等の取引条件を明確にしなければならない。

5. 資金授受

(1) 新規取組時

- イ. 資金の出し手は、当日物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として約定時刻から1時間以内とし、かつ速やかに行うこととする。(有担保コールにおけるDVP決済を除く)
- ロ. 資金の出し手は、先日付物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として、午前10時までとし、かつ速やかに行うこととする。(有担保コールにおけるDVP決済を除く)

6. 担保授受

A. 有担保コール

- (1) 担保授受については、資金と担保を別々に受け渡す方法（非DVP）と、DVPにて行う方法とがある。
- (2) 非DVPにより行う場合には、資金の取り手は、担保の差入れを原則として資金受渡し以前とし、かつ速やかに行うこととする。資金の出し手は、担保の返戻を原則として資金決済以降とし、かつ速やかに行うこととする。ただし、当該取引当事者間で別途合意した場合は合意内容に従って担保授受を行う。
- (3) DVPにより行う場合において、振替単位の小口化は原則として不要。ただし、取引当事者間で「小口化すること及びその単位、銘柄決定時限」等を別途合意した場合には合意内容に従う。
- (4) 有担保コールブローキング取引にかかる担保授受は、当該取引当事者間の直接振り替えによるものとする。
- (5) 取引において担保品の授受関係を明らかにするための受領印の捺印については、短

資協会所定の「授受簿」（１９９３年２月制定）を使用して行うこととする。但し、担保品の授受において短資取引担保センターを利用する場合、「短資取引担保センター運営規則」（２００３年３月改訂）に基づいて行うものとする。

8. 担保の掛目差入金額等

有担保コール取引または手形売買取引における担保の種類および掛目は、現行の取引慣行などによる差入金額の計算は、掛け目により行う方法（掛目方式）と、時価により行う方法（時価方式）とがある。時価方式の場合は、資金取り手は資金出し手の承諾が無い限り元金と同一又は元金を上回る時価総額の担保を資金出し手へ差入れるものとする（日々値洗いを行う）。差入れた担保のうち、元金を上回る部分について資金取り手は資金出し手へ担保返戻を請求できるものとする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。（掛目については参考２．参照）

9. 元金及び利息・割引料計算

（１）有担保コール時価方式における元金は、約定金額とする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。

（２）有担保コールおよび無担保コール取引の利息計算に当たっては、１年の日数は平年・閏年とも３６５日とする。なお、日数計算は片落ち、１円未満は切り捨てる扱いとする。

（３）手形売買取引の割引料計算に当たっては、１年の日数は平年・閏年とも３６５日とする。なお、元金は１０００円未満は切り捨て、日数計算は片落ち、１円未満は切り捨てる扱いとする。

（４）有担保コール取引、無担保コール取引および手形売買取引の利息・割引料計算式は次のとおり。

なお、有担保コールＤＶＰ方式において約定後に振替単位のみを小口化する場合は、利息金額は振替単位によらず当初の約定元金を元に計算する。

$$\text{利息・割引料} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{レート}}{365}$$

365

（５）日中コール取引の利息計算式は次のとおり。

$$\text{利息} = \frac{\text{元金} \times \text{レート}}{365}$$

365

参考

2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目

有担保コール、手形売買取引において、現在取引慣行となっている担保の種類および掛目は次のとおり。尚、当事者間の合意により以下の料率以外の掛目による取引も可能。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で10%増し
長期国債	〃 7% 〃
割引国債	〃 40% 〃
中期国債	〃 3% 〃
短期国債 (TB FB)	〃 1% 〃
金融債	〃 20% 〃
世銀債	〃 20% 〃
その他の公社債	〃 20% 〃
円貨手形	〃 25% 〃
外貨手形 (円貨換算後)	〃 25% 〃
短資取引株式預り証	〃 0% 〃
日銀売出手形	〃 0% 〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目を用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

(2) 手形売買取引

種類	担保価額
円貨手形	手形金額に対し額面で0%増し
外貨手形	換算率を用いて算出
超長期国債 (15, 20, 30年)	手形金額に対し額面で30% 〃
長期国債 (6, 10年)	〃 20% 〃
割引国債 (3, 5年)	〃 40% 〃
中期国債 (2, 4, 5年)	〃 20% 〃
短期国債 (TB FB)	〃 10% 〃
金融債	〃 30% 〃
その他の公社債	〃 30% 〃
日銀売出手形	〃 0% 〃

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。